

SACO 最終報告 (仮訳) (抜粋)

平成 8 年 12 月 2 日

池田外務大臣
久間防衛庁長官
ペリー国防長官
モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) は、平成 7 年 11 月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACO のプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACO のプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACO が日米安全保障協議委員会 (SCC) に対し勧告を作成することを決定した。このような SACO の作業は、1 年で完了するものとされた。

平成 8 年 4 月 15 日に開催された SCC は、いくつかの重要なイニシアティブを含む SACO 中間報告を承認し、SACO に対し、平成 8 年 11 月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACO は、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCC において、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、この SACO 最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積 (共同使用の施設及び区域を除く。) の約 21 パーセント (約 5,002 ヘクタール) が返還される。

SCC の構成員は、この SACO 最終報告を承認するにあたり、一年間にわたる SACO のプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO 最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCC は、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCC は、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCC は、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

SCC の構成員は、SCC 自体と日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC) が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。

また、SCC は、SSC に対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的に SCC に報告するよう指示した。

平成 8 年 4 月の日米安全保障共同宣言に従い、SCC は、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCC は、SSC に対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

地位協定の運用の改善

事故報告

平成 8 年 12 月 2 日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

米軍の施設及び区域への立入

平成 8 年 12 月 2 日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成 9 年 1 月までに、その他の全ての米軍車両には平成 9 年 10 月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成 9 年 1 月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第 18 条 6 項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・ 前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・ 米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成 9 年度末までに導入される。
- ・ 米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。